

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年9月7日

香川県監査委員	仲 山 省 三
同	鍋 嶋 明 人
同	綾 田 福 雄
同	黒 島 啓

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立ミュージアム	平成24年4月18日
（瀬戸内海歴史民俗資料館）	”
（文化会館）	”
東京事務所	平成24年5月28日
自治振興課	平成24年6月5日
選挙管理委員会事務局	”
交通政策課	平成24年6月8日
情報政策課	”
水資源対策課	”
県産品振興課	平成24年6月11日
文化振興課	”
統計調査課	”
政策課（予算調整室）	平成24年7月27日
小豆総合事務所	平成24年7月31日
出納局	平成24年8月20日
漆芸研究所	平成24年8月31日
東山魁夷せとうち美術館	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 現金収入について、納入者から現金の納付を受けた場合は、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込む必要がある。（小豆総合事務所）

(イ) 行政財産使用許可に係る管理諸経費の収入について、調定金額に誤りがあった。（東山

魁夷せとうち美術館)

イ 支出事務について

- (ア) 自家用車公務使用申請書を提出しているが、旅費の支給をしていないものがあるので、旅費を支給する必要がある。(文化振興課)
- (イ) 印紙税について、非課税である土地売買契約書に収入印紙を貼付し、その印紙に要する費用を県が負担していることから還付の手続をとる必要がある。(小豆総合事務所)
- (ウ) 県外出張に伴う駐車場料金の額を誤って支給していたので、追給する必要がある。(漆芸研究所)
- (エ) 非常勤講師の報酬の支払に当たり、報酬単価を決定する行為がなかった。(漆芸研究所)
- (オ) 物品等を購入する際、物品購入回で事前に決裁を受けていないものがあった。(漆芸研究所)
- (カ) 物品の購入について、物品購入回をし、納品になっているが、支出負担行為が行われていないものがあった。(東山魁夷せとうち美術館)

ウ 物品の管理について

- (ア) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。(東京事務所)
- (イ) 借入物品について、借入品出納保管簿が作成されていなかった。(文化振興課)
- (ウ) 郵便切手類受払簿について、駐車場回数券の受払いに関し、繰越し、月計・累計の記載、請求者受領印及び物品取扱員印がなかった。(文化振興課)
- (エ) 消耗品出納簿について、帳簿の登記を上書きをして訂正しているものがあった。(小豆総合事務所)
- (オ) 生産品出納簿について、価格などを削って修正しているものがあった。また、設計書(変更)について、変更理由欄に記載している工期の延長期間などを修正液を使用して修正しているものがあった。(小豆総合事務所)
- (カ) 原材料品出納簿の記載について、前年度からの繰越し欄に価格記載がないものや月計、累計欄への記載漏れが多数あった。また、翌年度への繰越しも記載されていなかった。(小豆総合事務所)
- (キ) 原材料品出納簿への登記について、金額を削って訂正していた。(漆芸研究所)
- (ク) 郵便切手受払簿について、約1か月間の登記がなかった。(漆芸研究所)

エ 契約事務について

- (ア) 特別展示の受付・案内業務委託について、特別展示ごとに発注すべきところを、同じ特別展示の業務であっても月ごとに1件として複数の契約をしていたものが7事例ある。加えて、特別展示ごとに発注していれば会計管理者の事前合議が必要となる100万円以上の契約となるものもあり、事前合議の趣旨を損なう事例となっていた。(県立ミュージアム)
- (イ) 年間で比較すればこれまでの単年度契約の委託額と同じ額で、5か年間の警備業務委託契約を一般競争入札により締結していたが、長期継続契約は限定的な措置にもかかわらず、委託額の低減化などについて十分に検討せずに予定価格を設定して委託を行っていた。(小豆総合事務所)

オ 自主検査について

県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(東京事務

所、政策課)

(3) 検討指示事項

特別展示の受付・案内業務委託については、常設展示の同業務の受注者に単独見積りによる随意契約でもって発注しているが、競争性の確保と経費低減のために、競争入札による派遣員数に応じた単価契約が導入できないか検討する必要がある。(県立ミュージアム)